

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 一 一 号

内閣衆質一七六第一号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全面可視化実現の意義等に係る菅直人内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出取調べの全面可視化実現の意義等に係る菅直人内閣の認識等に関する質問
に対する答弁書

一について

検察当局においては、御指摘の村木氏に対する事件について控訴を断念して上訴権を放棄し、同氏に対する謝罪の意を示すとともに、今回の事態を真摯^しに反省し、同事件の捜査につき検証を行って、このような事態を招いた原因等を明らかにした上、同様の事態が二度と起こることのないようにするための方策も併せて検討することとしており、全力を挙げて検察の信頼回復に努めるものと承知している。

二について

法務大臣としては、御指摘の村木氏に対する事件の捜査については、検察当局が検証を行っているところであるので、見解を述べることは差し控えるが、その検証の結果を踏まえ、検察の信頼回復のための方策を検討する所存である。

三及び四について

被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについては、その実現に向けて取り組むことと

し、法務省内の勉強会、国家公安委員会委員長の研究会等において、調査・検討を進めてきたところであり、これまでの成果等を踏まえて、引き続き、幅広い観点から、着実に検討を進めてまいりたい。なお、御指摘の村木氏に対する事件の捜査については、検察当局が検証を行っているところであり、その検証の結果をも踏まえて、今後の検討を進めてまいりたい。

五について

被疑者以外の者の取調べを録音・録画することについては、この問題に関する種々の指摘をも踏まえて、可視化の検討の中で十分議論し、結論を得たいと考えている。